

特殊索道事業運送約款

鳥取砂丘大山観光株式会社
鳥取砂丘観光リフト

(適用範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送契約は、この約款に定めるところにより行い、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習による。

(係員の指示)

第2条 旅客は、運送の安全確保と秩序の維持のために行う係員の指示に従わなければならない。

(運送の引受け)

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いて、旅客の輸送を引受ける。

(運送の引受けの拒絶)

第4条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶する。

- 1) 係員の指示に従わないとき。
- 2) 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
- 3) 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
- 4) 泥酔者等運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- 5) 天災その他やむを得ない理由による運送上の支障のあるとき。
- 6) 有効な乗車券を所持していないとき。
- 7) 危険品等を所持しているとき。
- 8) ペット（犬や猫等）や動物の乗車を求められたとき。
（ゲージに入った犬または猫を除く）
- 9) 前各号に掲げる場合の外、不正な理由のあるとき。

(リフト券の販売)

第5条 当社は、リフト券等を出札所において販売する。

(リフト券の効力)

- 第6条
- 1) リフト券は、当約款をご理解の上で、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有する。
 - 2) 転売、転貸されたリフト券または旅客その他の者が故意に偽造、改造、変造したリフト券及び破損汚損はなほだしく券面表示事項の判読困難となったリフト券は無効とする。その判断は当社の判断に委ねるものとする。
 - 3) 当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売したリフト券は、その券面表示運賃の額にかかわらず通用期間内は有効とする。

(リフト券の提示及び回収)

第7条 当社は旅客の乗車時において、旅客に対しリフト券の提示を求め、これを確認し回収する。旅客は定められた場所から乗車し、定められた場所から降車しなければならない。

(運賃及び適用方法)

第8条 当社が旅客から収受する運賃並びに適用方法は、主たる事務所または出札において提示した運賃及び備付けの適用方法による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第9条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の運送途中の旅客に対しては、当社の責任により運転再開後の必要な継続運送の措置を行う。

(運賃の払戻し)

第10条 天災及び当社の責任により索道の運転ができない時は、別に定める規定により払い戻しを行う。その事象による払戻しはその当日に限る。
ただし、「索道施設に関する技術上の基準を定める省令第37条」の強い風、雪、霧等の一時的な運転中止の場合は、この限りではない。

(責任の始期及び終期)

第11条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車した時に始まり、下(降)車したときをもって終わる。

(旅客の遵守すべき事項)

第12条 旅客は次の行為を守らなければならない。

1) 乗車時について

- ①リフトの乗り降りに不安のあるお客様は、係員まで申し出てください。
- ②定められた位置まで素早く進み、イスに深く腰掛け乗車してください。
- ③イスに腰掛けてすぐに足元を上げてください。
- ④乗り損ねたら、すぐにリフトから離れてください。
- ⑤リュック、衣類等の紐がイスなどに引っかからないようご注意ください。

2) 乗車中について

- ①乗っている時は、次のことを行わないでください。
「1」イスから飛び降りること、イスを揺らすこと。
「2」イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること。
「3」杖等で柱などにさわること。
- ②乗車中は、身の回り品や物品の落下にご注意ください。たばこやガム、その他の物品を乗っているリフトから投げ捨てないで下さい。
- ③リフトが止まっても飛び降りないでください。

3) 降車時について

- ①降り場が近づいたら降りる準備をし、定められた位置で降車してください。
- ②降りられなかったら、係員まで申し出てください。

4) その他

- ①非常停止して運転再開ができない時は、救助方法等について連絡を行うのでその指示に従ってください。
- ②その他安全輸送を妨げる行為をしないでください。

(旅客に対する責任)

第13条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害した時は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

- 1) 旅客が前条に定める利用上の注意事項を守らなかったことにより被害を受けたとき。
- 2) 索道の運送に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと並びに索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
- 3) 事故が当該旅客の故意又は過失により発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第14条 当社は、旅客の運送に関して生じた携帯品の滅失又はき損による損害については、これを賠償する責を負わない。ただし、その滅失又はき損が当社の過失によるものであるときはこの限りでない。

(旅客の責任)

第15条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は、旅客が法令若しくはこの約款の規定を守らなかったこと等により、当社が損害を受けたときは、その旅客に対してその損害の賠償を求める。

(割増運賃等)

第16条 当社は、旅客が次のいずれかに該当するときは、所定の運賃額及びその二倍の割増運賃の支払いを求めます。

- 1) 乗車時に有効なリフト券を提示しない等で無賃乗車した場合。
- 2) 転売、転貸されたリフト券により乗車した場合。
- 3) 改造、変造したリフト券、あるいは、偽造券により乗車した場合。

(管轄裁判所)

第17条 当社利用について紛争が生じた時の管轄裁判所は、当社の所在地を管轄する裁判所と致します。

附 則

1. この運送約款は2022年11月1日より実施する。
2. その他の事項については別に定める補則による。